

宮津市公報

平成22年8月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目 次

条 例

- 10 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例 1

告 示

- 81 宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 1
82 平成22年度地籍調査事業の実施 1
83 宮津市議会臨時会の招集 2
84 宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 2

公 告

- 13 平成22年度農用地利用集積計画の縦覧 2
14 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 3

議 会

《告 示》

- 1 宮津市議会公印規程の一部を改正する規程 4

教 育 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集 5

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 69 参議院議員通常選挙における開票時刻の繰上げ 5

農 業 委 員 会

《告 示》

- 7 宮津市農業委員会総会の招集 5

条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年7月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第10号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

総務文教委員会 8人

総務室、企画環境室、財務室、市民室、出納管理室及び教育委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

産業建設福祉委員会 8人

健康福祉室、産業振興室、建設室、上下水道室及び農業委員会の所管に属する事項

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第81号

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年7月5日

宮津市長 井上正嗣

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成11年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する浄化槽で、法第4条第2項に規定する構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODの日間平均値20mg / l以下の機能を有するものをいい、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年厚生省衛浄第34号）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。

第4条中「をいう。）に」の次に、「処理対象人員が10人以下の」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第82号

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく平成22年度地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成22年7月13日

宮津市長 井上正嗣

- 1 事業計画が告示された年月日 平成22年7月13日
- 2 事業を行う者の名称 宮津市
- 3 調査地域 宮津市字江尻の一部
- 4 調査期間 平成22年7月13日から平成23年3月31日まで

* * *

宮津市告示第83号

平成22年第3回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年7月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成22年7月21日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 常任委員の選任
 - (4) 議会運営委員の選任
 - (5) 特別委員会の設置について
 - (6) 与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙
 - (7) 宮津与謝消防組合議会議員の選挙
 - (8) 丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
 - (9) 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - (10) 京都地方税機構議会議員の選挙
 - (11) 公平委員会委員の選任について

* * *

宮津市告示第84号

宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年7月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱（平成21年告示第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、法第4条第2項に規定する構造基準に適合し、かつ、処理対象人員が10人以下のものをいう。

第2条第2号中「浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第13号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成22年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成22年7月15日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日 平成22年7月15日
- 2 縦覧の場所 宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第14号

宮津農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供します。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

平成22年7月26日

宮津市長 井上正嗣

1 縦覧期間

自 平成22年7月26日

至 平成22年8月25日

2 縦覧場所

宮津市産業振興室（別館3階）

3 意見書の提出先等

(1) 提出先 宮津市産業振興室

(2) 提出方法 郵送又は持参によることとし、電話での意見は受け付けません。

(3) 提出期限 平成22年8月25日

ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できません。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。

ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限りります。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、宮津農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

4 異議の申出先等

(1) 申出先 宮津市産業振興室

(2) 申出方法 郵送又は持参によることとします。

(3) 申出期限 平成22年8月25日の翌日から起算して15日以内。ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うものとします。この場合、異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

- ・異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ・異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・異議の申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・異議申出の年月日

宮津農業振興地域整備計画変更理由書

- 1 農業振興地域整備計画の変更
経済事情の変化その他情勢の推移
- 2 農用地利用計画の変更
農用地区域からの除外

除外の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域に含まれない土地に該当（公益性の高い施設） ・農用地区域の錯誤
-------	--

土地の所在	地番	面積	除外後の用途区分	根拠法令
宮津市字小田小字毘沙門	3324	394.00㎡のうち 117.93㎡	公用公共用 施設用地	法第13条 第2項
宮津市字大島小字辻川立	1691-1	674.00㎡のうち 97.82㎡	公用公共用 施設用地	法第13条 第2項
宮津市字上世屋小字小松尾	901	390.00㎡	農家住宅用 地	法第10条 第4項
宮津市字新宮小字日尾	177-1	577.00㎡のうち 1.00㎡	公用公共用 施設用地	法第13条 第2項
宮津市字木子小字迎山	1017	2,168.00㎡のうち 38.50㎡	公用公共用 施設用地	法第13条 第2項
宮津市字今福小字家ノ下	118	1,409.00㎡のうち 1.44㎡	公用公共用 施設用地	法第13条 第2項
宮津市字島陰小字縄手	275	181.00㎡のうち 24.75㎡	公用公共用 施設用地	法第13条 第2項

議 会

〈告 示〉

宮津市議会告示第1号

宮津市議会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年7月21日

宮津市議会

議長 木内利明

宮津市議会公印規程の一部を改正する規程

宮津市議会公印規程（昭和55年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表中厚生委員長之印の項を削り、同表中「産業建設委員長之印」を「産業建設福祉委員長之印」に、「産業建設委員長名」を「産業建設福祉委員長名」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第11号

平成22年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成22年7月7日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

- 1 日 時 平成22年7月26日(月)午前10時00分
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第69号

平成22年6月24日付け宮津市選挙管理委員会告示第63号で告示した平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票の時刻は15分繰り上げ午後8時45分とする。

平成22年7月11日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 尾 美智子

農業委員会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成22年7月5日

宮津市農業委員会

会長 森 川 耕一郎

- 1 日 時 平成22年7月12日(月)午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
 - 議第14号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
 - 議第15号 非農地証明について
 - 議第16号 農用地利用集積計画について